

本校のルール・マナーについて

本校は、教育方針にもとづき、知育・徳育・体育の調和のとれた人間形成を目標としています。高校生は、社会に出る一歩手前の段階にあり、自ら判断し、その結果に責任をもつ姿勢が求められます。

以下の規定は、生徒一人ひとりが安心して学び、互いの権利を尊重しながら学校生活を送るための共通のルールです。その趣旨を理解し、自主自律のもとで適切な行動をとることを求めます。

1. 礼儀

- (1) 他者の人格・価値観を尊重し、相手の立場を考えた言動を心がけてください。これは社会生活における基本であり、本校の学びの土台です。
- (2) 教職員および来校者へのあいさつは、社会的マナーとして主体的に行いましょう。
- (3) 職員室に入るときは、身だしなみを整え、荷物を下ろし、クラス・名前を伝えてから入室してください。

2. 登下校

- (1) 始業時刻は午前9時です。通学にあたっては、交通法規および公共マナーを遵守し、時間に余裕をもって登校しましょう。Management Time等による登校可能時刻は午前7時30分です。
- (2) 欠席・遅刻の場合は、安否確認のため、必ず保護者から学校へ連絡を入れてもらうようにしてください。
- (3) 遅刻した場合は、登校後、学年教員に理由を伝え、入室許可証を受け取ってから教室に入りましょう。また、交通機関の遅延による遅刻の際も、登校後、職員室まで来てください。
- (4) 遅刻が継続する場合は、生活習慣や時間管理の課題として指導を行います。指導は改善を目的とし、必要に応じて保護者と連携します。健康上・家庭上等の配慮すべき事情が認められる場合は、この限りではありません。
- (5) 早退する場合は、担任にその理由を申し出て、許可証の交付を受けてから早退してください。
- (6) 最終下校時刻は、原則午後7時（自習室利用は午後8時）です。

【遅刻に関する指導】 ※配慮すべき事情が認められる場合は、その限りではありません。

- ・1ヵ月に3回以上遅刻した場合、保護者に連絡のうえ、生活リズムの改善を目的として、1週間の早朝登校（8時30分登校）を実施します。
- ・学期に5回以上遅刻した場合、保護者に連絡し、担任および学年主任より指導を行い、具体的な改善策を確認します。
- ・学期に10回以上遅刻した場合、保護者に来校していただき、生徒指導部長より指導を行います。あわせて、学校生活全体の在り方について指導します。
- ・学期に15回以上遅刻した場合、度重なる指導にもかかわらず改善が見られない場合として、停学を含む指導措置を行います。

●自転車通学者

自転車通学は、安全確保および法令遵守の観点から許可制です。事前に所定の手続きを行い、通学許可ステッカーを貼付するとともに、自転車保険に必ず加入してください。

- (1) 自転車に乗車する際は、事故被害の軽減を目的として、ヘルメットの着用を推奨します。
- (2) 自転車は指定された場所に駐輪し、盗難防止のため必ず施錠してください。
- (3) 雨天時は、視界の確保と転倒防止のため、必ず雨合羽を着用し、傘さし運転は行わないでください。
- (4) 交通ルールおよびマナーを遵守し、安全運転を心がけましょう。特に以下の行為は、道路交通法に基づく青切符の対象となる重大な違反行為であり、本人のみならず周囲に重大な危険を及ぼすため、厳重に指導します。
※ながらスマートフォン・イヤホン等を使用しての走行・信号無視、一時不停止・並進走行・傘さし運転
- (5) 交通違反により反則金等が科される場合、その法的責任は本人および保護者が負うものとします。学校による指導は、教育的観点から行うものであり、法的処分に代わるものではありません。
- (6) 重大な違反または違反行為が繰り返された場合は、自転車通学の許可を見直し、一定期間の禁止または許可の取消を行うことがあります。

【自転車通学に関する指導】

- ・ルール違反（1回目）をした場合は、保護者に連絡し、違反行為の危険性および法的責任に関して指導を行います。自転車を運転していた者は、3日間～1週間、自転車通学を禁止とします。
- ・ルール違反（2回目）をした場合は、保護者に連絡し、再度指導を行います。自転車を運転していた者は、一定期間の自転車通学禁止または自転車通学許可の取消とします。

3. 服装

- (1) 制服は、制定品：ブレザー・カッターシャツ・スラックス（ベルト着用）またはスカート・ネクタイまたはリボン・靴下を清潔、端正を旨とし、着用しましょう。
- (2) スカート丈や着用方法については、活動時の安全性および学校生活の秩序を保つ観点から、学校が定める基準を守りましょう。
※スカート丈はひざの中心を基準とし、折り込みやずらし履き等、購入時からのスカート丈の変形は認められません。ソックスについては、制定品と同じ色・長さのものに限り、制定外品の着用を認めています。
※ソックスはワンポイント等が入っているものは認めていません。

- (3) 通学に際しては、制定服・制定靴・制定靴で通学しましょう。なお学校行事および部活動などの校外活動、休暇中の登下校についても同様です。ただし所属している部で正式に承認されたクラブバッグや防寒着についてはこの限りではありません。
- (4) 化粧、装飾品、アクセサリ等については、学習への集中を妨げたり、身体的負担やトラブルの原因となるおそれがあるため、使用および着用を認めていません。
- (5) 式典等の公式行事では、行事にふさわしい服装として、ブレザーおよび白色のカッターシャツを着用しましょう。

※使用や着用を認めていないもの

- ・化粧類：ファンデーション・色つき日焼け止め・アイプチ・マスカラ・マニキュア・アイライン・色つきリップ
- ・装飾を目的とするもの：エクステンション・まつ毛パーマ・まつ毛エクステ・アートメイク・カラーコンタクト・
ディファイン
- ・アクセサリ類：ピアス・ブレスレット・指輪など

4. 頭髪

- (1) 頭髪は、学習の妨げにならないように、常に端正な髪形とし、清潔で整った状態を保ちましょう。
- (2) 染色、脱色、パーマ等、巻き髪など落ち着いた学習環境に影響を及ぼすおそれのある特異な髪形は認めていません。
- (3) 頭髪に関する指導は、改善を促すことを目的として行います。必要に応じて保護者と連携します。

5. 言動

以下の行為は、安全で落ち着いた学校生活を損なうため、行ってはいけません。その内容を逸脱した場合には厳重に指導をします。

- (1) 校外外を問わず、他者に危害や不利益を与える行為。
- (2) 暴力行為、いじめ、またはそれに準ずる行為。
- (3) 飲酒・喫煙等の法令に違反する行為、または年齢制限により立ち入りが禁止されている場所への出入り。
- (4) 原動機付自転車・自動二輪車・自動車の運転免許の取得。
- (5) 授業や学校生活に不要な物品（マンガ・ゲーム類等・スマートウォッチなどの電子機器）や、高額な金銭の持参、ならびに生徒間での金銭・物品の貸借。
- (6) 校内での携帯電話（スマートフォン）の使用。
※携帯電話の持ち込みは、防犯・連絡手段として認めていますが、校内では原則として電源を切り、教職員の指示がある場合や緊急時を除き使用しません。
- (7) 校外外における iPad・スマートフォンなどの端末の不適切な利用。
※iPad、スマートフォン等を用いた盗撮、無断撮影、無断録音行為は、厳重に指導します。
- (8) 校外外における SNS、生成AI、その他の情報通信サービスの不適切な利用。
※他者の個人情報・画像・音声・作品等を、本人の許可なく投稿・共有・生成すること、虚偽情報や誤解を招く内容を発信すること、他者を傷つける目的で利用することは一切認めません。
また、課題やレポート等において、生成AIを使用する場合は、学校が定めるルールに従い、学習補助として適切に活用することとします。
- (9) 校内の建物・備品等を故意に破損する行為。
- (10) 学校に申し出ることなくアルバイトをすること。
- (11) 定期考査や単元テストなどの試験において、不正行為をすること。

【携帯電話使用に関する指導】

- ・校内で携帯電話を使用（1回目）した場合は、保護者に連絡し、担任より指導を行います。
- ・校内で携帯電話を使用（2回目）した場合は、保護者に連絡し、生徒指導部より指導を行います。
- ・校内での携帯電話使用が度重なる場合、保護者に来校していただき、生徒指導部長より指導を行います。

【定期考査に関する指導】

- ・定期考査で不正行為（1回目）を行った場合は、保護者に来校していただき、生徒指導部長より訓告指導を行います。
- ・定期考査で不正行為（2回目）を行った場合は、保護者に来校していただき、停学指導を行います。

6. 部同好会活動

- (1) 部同好会に所属している生徒は、必ず顧問の指導のもとで活動してください。
- (2) 活動は始業前は顧問の了承のうえで、午前7時30分から。放課後は、午後6時50分までに活動を終了し、午後7時の下校を厳守してください。
- (3) 定期考査前1週間および考査期間中は、活動は原則禁止です。
- (4) 部室は、部員以外の使用は禁止です。
- (5) 部室の備品などを破損した場合は、その部が責任を負うこととなります。
- (6) 部室および部室周辺、また更衣室の美化を心がけてください。
- (7) 部室の鍵は顧問に預けてください。